

1 **選手・指導者が**

①感染の疑いが発生した場合、または②濃厚接触者となった場合

- (1) 速やかに、①チーム代表②感染対策責任者に連絡する。
- (2) チーム代表は、①清水サッカー協会事務局 ②種別委員長へ報告する。
- (3) 種別委員長は、中東部支部長・清水協会理事長へ報告する。
- (4) 選手・指導者は、①感染の疑いが発生した場合は、「陰性」が判明するまで、チーム活動への参加を取りやめる。
- (5) 選手・指導者は、②濃厚接触者となった場合は、「陰性」が判明しても、2週間の「健康観察期間（自宅待機期間）」はチーム活動への参加を取りやめる。
- (6) チームは活動を中止するが、「陰性」が判明したら活動を再開することができる。
- (7) 当該選手・指導者が「陽性」となった場合は、「2①選手・指導者が感染者となった場合」による。

2 **選手・指導者が**

①感染者となった場合

- (1) 速やかに、①チーム代表②感染対策責任者に連絡する。
- (2) チーム代表は、①清水サッカー協会事務局 ②種別委員長へ報告する。
- (3) 種別委員長は、中東部支部長・清水協会理事長へ報告する。
- (4) 当該選手・指導者は、陰性となるまで、チーム活動への参加を取りやめる。
- (5) チームは活動を中止する。
- (6) チーム活動中止期間は2週間程度とするが、チーム活動再開については、クラスター発生がなく、かつ、新たな感染者の発生がないことが確認できてからとする。

3 **選手・指導者の「同居家族（保護者・兄弟等）」が**

①感染者となった場合

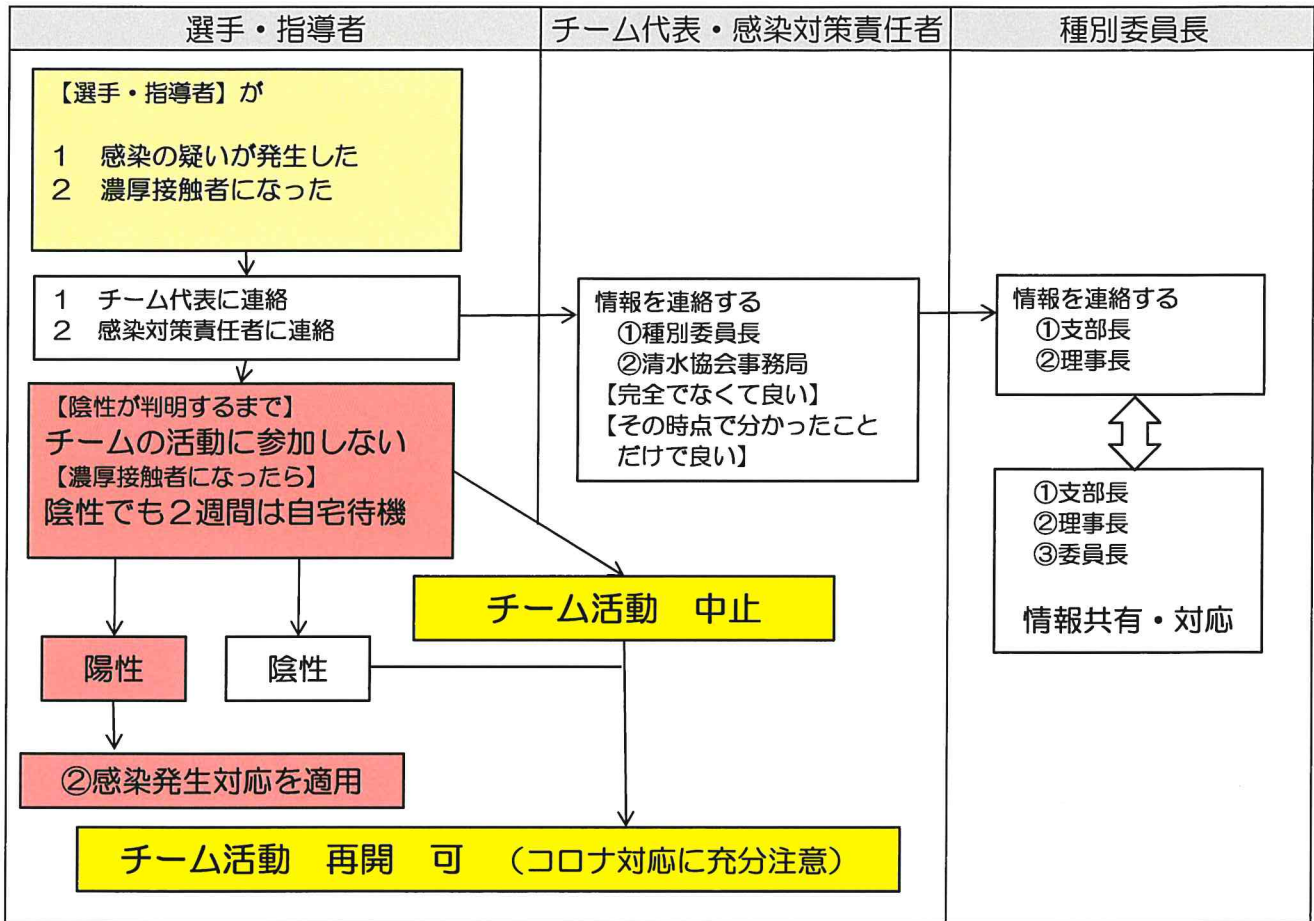
- (1) 速やかに、①チーム代表②感染対策責任者に連絡する。
- (2) チーム代表は、①清水サッカー協会事務局 ②種別委員長へ報告する。
- (3) 種別委員長は、中東部支部長・清水協会理事長へ報告する。
- (4) 当該選手・指導者はチーム活動への参加を取りやめる。
- (5) チームは活動を中止する。
- (6) 「同居家族」は感染者となったが、「選手・指導者はその濃厚接触者にならなかった場合」は、当該選手・指導者はチームの活動に参加でき、チームは活動を再開することができる。
- (7) 「同居家族」が感染者となり、「選手・指導者が濃厚接触者になった場合」は、「上記1②の対応」に準ずる。

4 **選手・指導者の「同居家族（保護者・兄弟等）」が**

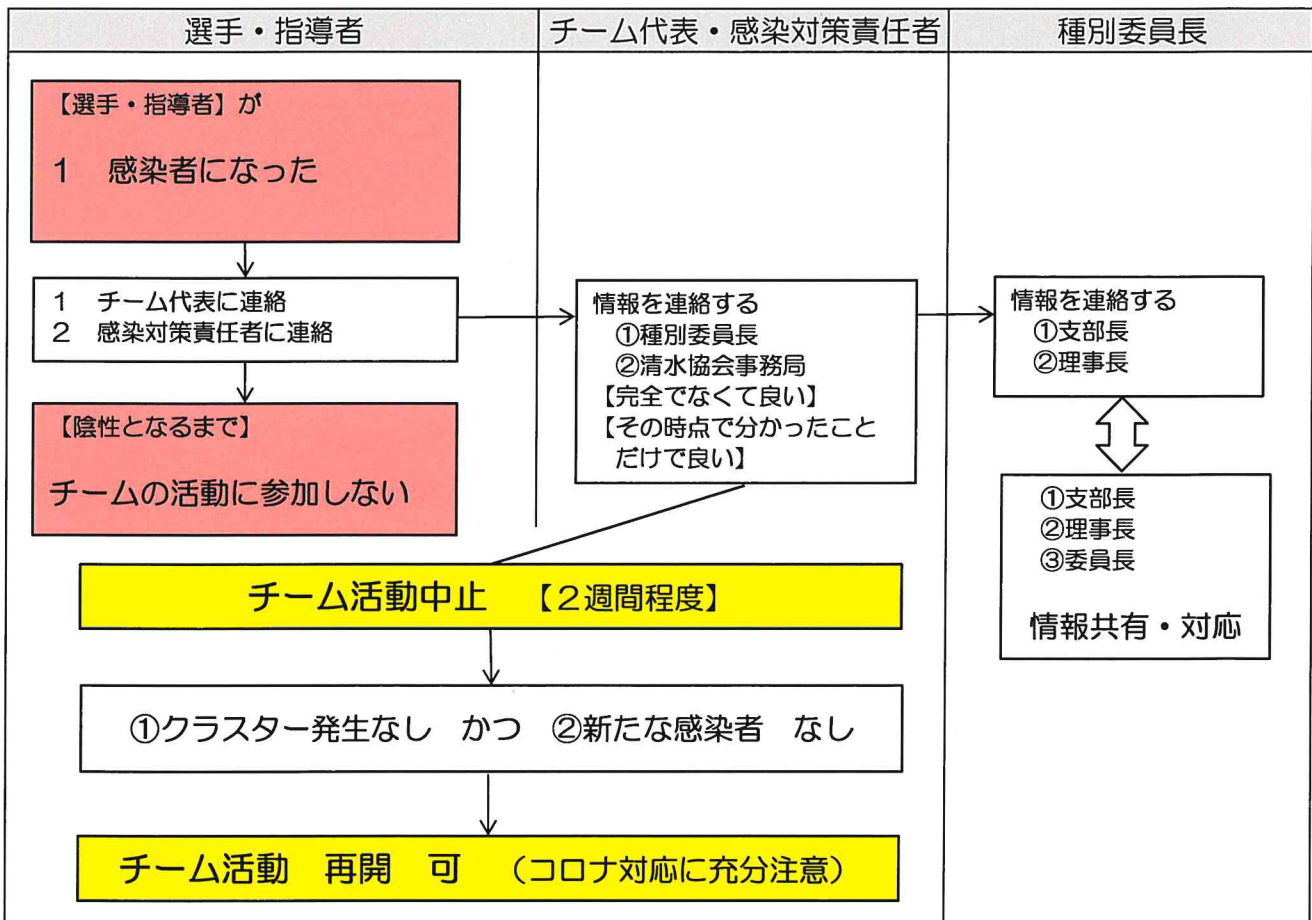
①感染の疑いが発生した場合、または②濃厚接触者となった場合

- (1) 速やかに、①チーム代表②感染対策責任者に連絡する。
- (2) チーム代表は、①清水サッカー協会事務局 ②種別委員長へ報告する。
- (3) 種別委員長は、中東部支部長・清水協会理事長へ報告する。
- (4) 「同居家族」の「陽性」「陰性」が判明するまで、当該選手・指導者はチーム活動への参加を取りやめる。
- (5) チームは活動を中止する。
- (6) 「同居家族」の「陰性」が判明したら、当該選手・指導者はチームの活動に参加でき、チームは活動を再開することができる。
- (7) 「同居家族」の「陽性」が判明したが、「選手・指導者は濃厚接触者にならなかった場合」は、当該選手・指導者はチームの活動に参加でき、チームは活動を再開することができる。
- (8) 「同居家族」の「陽性」が判明し、「選手・指導者が濃厚接触者になった場合」は、「上記1②の対応」に準ずる。

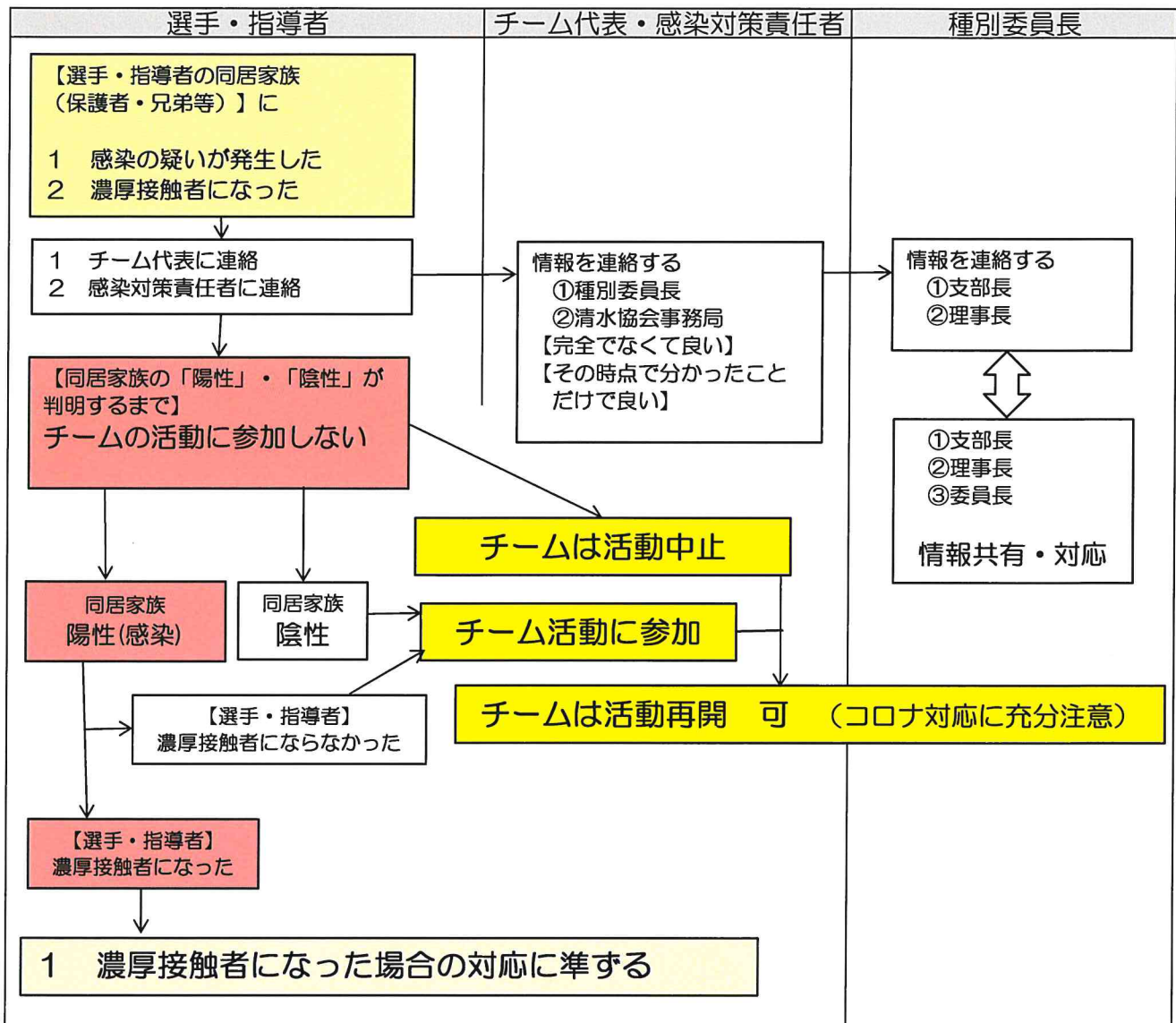
1 選手・指導者が コロナウイルス感染疑い・濃厚接触者となった場合の対応



2 選手・指導者が コロナウイルス感染者になった場合の対応



3・4 同居家族がコロナウイルス感染・感染の疑い・濃厚接触者になった場合の対応



※今後、様々なケースが発生することが想定されます。遠慮なくご相談ください。

体調が良くない場合・コロナ感染が心配される場合は、
勇気をもって休みましょう！